

# 滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」

## 取扱商品募集要項

滋 賀 県

運営事業者：UDS 株式会社

初 版（平成 29 年 5 月）

第 2 版（平成 29 年 12 月）

第 3 版（平成 30 年 7 月）

第 4 版（平成 30 年 12 月）

第 5 版（令和元年 6 月）

## 目次

1. はじめに	1
2. 滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」について	1
3. 基本的な考え方	3
4. 取扱商品の取扱基準等	3
5. 応募事業者の条件	4
6. ここ滋賀マーケットにおける取引条件等	4
7. 商品の入れ替え	5
8. 応募方法	5
9. 応募から取扱決定までの流れ	6
10. お問い合わせ先	7
11. その他	7
インターネット入力手順	8

(別紙1) 事業者情報シート(食品・非食品共通)および記入マニュアル

(別紙2) 取扱商品申込書(食品)および記入マニュアル

(別紙3) 取扱商品申込書(非食品)および記入マニュアル

(別紙4) 同意書

## 1 はじめに

この要項は、滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」の取扱商品応募の手続きや留意事項等を記載しています。取扱商品の応募にあたっては、この要項を熟読いただきますようお願いします。

## 2 滋賀県情報発信拠点「ここ滋賀」について

### (1) 基本コンセプト

ここ滋賀の基本コンセプトは、次のとおりです。

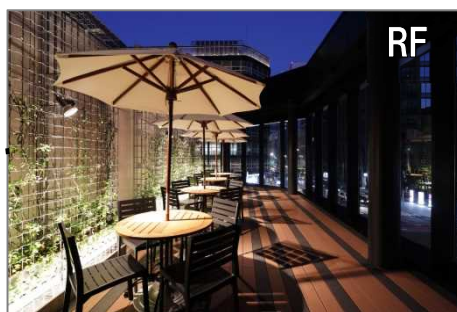
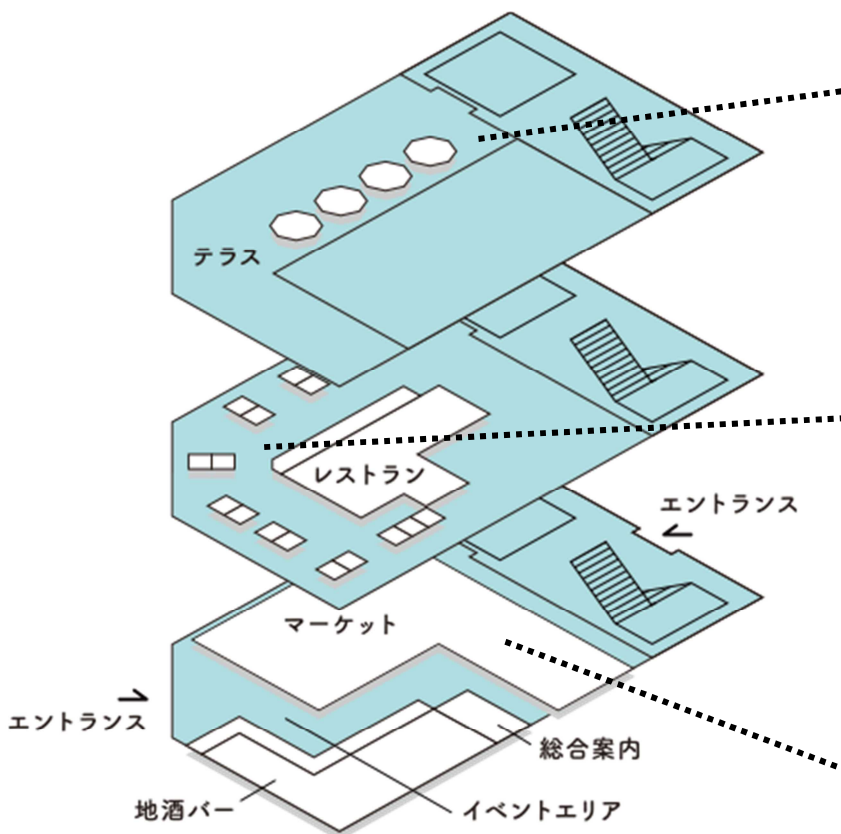
#### 『全国・世界から選ばれる滋賀』へ

“東京で滋賀の魅力を体感できる場所”

滋賀の魅力を実際に見て、触れて、食べることができる体験型の  
発信を行うとともに、滋賀への誘引の役割を担う拠点



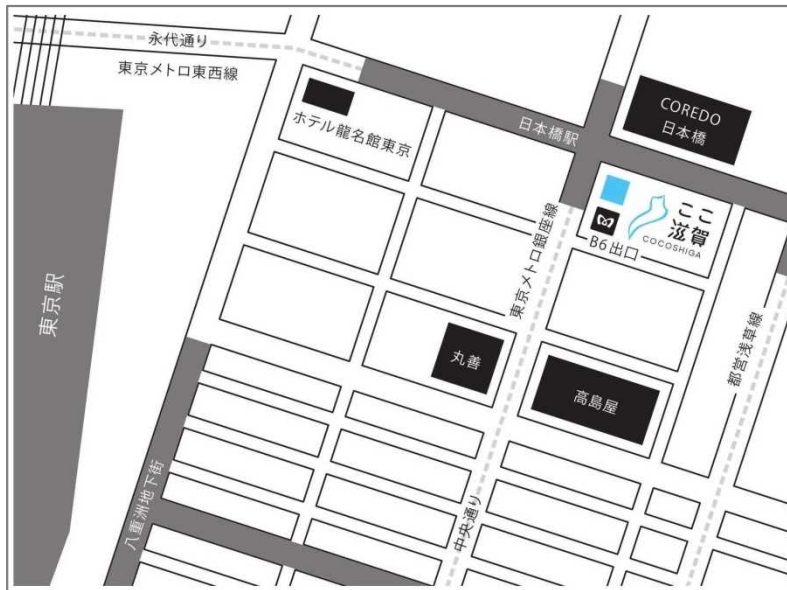
物品販売は、琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や歴史文化、その豊かな環境で育まれた「食」や「モノ」の魅力を「ヒト」や「コト」とともに伝え、本県への誘客・移住、販路開拓等へとつなげることを目的としています。



(2) 所在地

〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目7-1

【アクセス】東京メトロ・都営地下鉄「日本橋駅」B6、B8 出口すぐ  
JR東京駅八重洲北口 徒歩6分



(3) ここ滋賀の営業時間（定休日：年末年始）

1階	マーケット	10:00 ~ 20:00
	総合案内「SHIGA's CONCIERGE」	10:00 ~ 20:00
	地酒バー「SHIGA's BAR」	月~土 10:00 ~ 23:00 日・祝 10:00 ~ 21:00
2階	レストラン「日本橋 滋乃味」	平日ランチ 11:30 ~ 15:00 平日ディナー 17:00 ~ 22:00 土日・祝 11:30 ~ 21:00
RF	テラス	月~土 10:00 ~ 23:00 日・祝 10:00 ~ 21:00

(4) 運営事業者

UDS 株式会社（東京都渋谷区神宮前 1-19-19）

<http://www.uds-net.co.jp>

(5) 協力団体

公益社団法人びわこビジターズビューロー（滋賀県大津市打出浜2番1号「コラボしが21」6階）

<http://www.biwako-visitors.jp>

### 3 基本的な考え方

#### (1) 考え方

物品販売は、2 (1) の基本コンセプトのとおり、琵琶湖をはじめとする滋賀の豊かな自然や歴史文化、その豊かな環境で育まれた「食」や「モノ」の魅力を「ヒト」や「コト」とともに伝え、本県への誘客・移住、販路開拓等へとつなげることを目的としています。

この目的を達成するため、取扱商品は、以下の「4 取扱商品の取扱基準等」、「5 応募事業者の条件」および「6 ここ滋賀マーケットにおける取引条件等」を総合的に判断して決定することとします。なお、「6 ここ滋賀マーケットにおける取引条件等」については、応募事業者と運営事業者との双方の合意に基づいて決定されます。

#### (2) 商品の入れ替え

季節や消費者動向等に応じた魅力的な商品構成とするため、「7 商品の入れ替え」のとおり、商品の入れ替えを行うこととします。

#### (3) 応募手続き

応募から取扱決定までの手続きは、「9 応募から取扱決定までの流れ」のとおりです。

### 4 取扱商品の取扱基準等

#### (1) 対象商品

##### ① 農林水産物（畜産物を含む）

滋賀県内で生産、収穫されたもの。

##### ② 農林水産物以外の商品（加工食品・工芸品等）

ア 商品の主要な原材料が滋賀県産であり、商品の製造または加工の最終段階を滋賀県内事業者が行うもの。

イ 商品の主要な原材料が滋賀県産であり、滋賀県外の事業者により製造または加工された商品の販売を滋賀県内事業者が行うもの。

ウ 商品の主要な原材料が滋賀県外産で、その製造または加工の最終段階を滋賀県内事業者が行っている、もしくはその販売を滋賀県内事業者が行っているもの。

##### ③ 上記に掲げるもの以外で、滋賀県ここ滋賀所長が必要と認めるもの。

#### (2) 安全・安心事項

① 食品安全基本法、食品衛生法、JAS 法（日本農林規格等に関する法律）、食品表示法、農薬取締法、健康増進法、医薬品医療機器等法（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律）、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）、計量法、JIS 規格（日本工業規格）等、その他関係法令等に定める規定に違反していないこと。

② 品質・衛生管理が適正に行われていること（確認のための生産情報の記録や検査記録、社内規則、製造過程の衛生管理マニュアル等の提出ができること）。

③ PL 保険等に参加または加入予定であり、事故等が発生した場合に被害者の救済ができること。

※PL 保険に未加入の場合、損害保険会社のほか、商工会議所や商工会で加入できますので、お問い合わせください。

- ④ 知的財産権の係争中でないこと。
- ⑤ 原材料産地証明がなされていること、または、産地表示が商品パッケージに記載されていること。
- ⑥ 発火、爆発等の危険性がないこと、また、異臭発生のおそれがないこと。
- ⑦ 公序良俗に反しないものであること。

### (3) 基本的な基準

次のそれぞれの項目に照らし、総合的に判断するものとします。

- ① 商品誕生の背景にストーリー性があるもの。
- ② 滋賀県の風土や郷土をイメージできるもの。
- ③ 環境先進県を印象付けるもの。
- ④ 周囲に自慢したくなるような話題性のあるもの。
- ⑤ 滋賀県の伝統・文化を感じさせ、上質感のある商品デザインであるもの。
- ⑥ 全国・世界から選ばれるような、滋賀県のブランド価値を高めるもの。

### (4) その他の事項 (③～⑥は、マーケット販売にかかるものに限る)

- ① 色落ちや変色等、商品の性質により変化がおこる可能性がある場合や、技術上の理由から消費者に何らかのデメリットが生じる可能性がある場合は、ラベルもしくは商品タグに取扱い上の注意を表示していること。
- ② 衣料品や雑貨等、縫製されている製品や材料を含む場合は、検針検査を受けていること。
- ③ 原則として、JAN コードを取得しているものとします。(工芸品等を除く)
- ④ 原則として、安定的な供給が可能なものとします。
- ⑤ 原則として、首都圏(日本橋エリア)の消費者動向等に沿ったものとします。なお、パッケージやデザイン、梱包の大きさ等について仕様変更などを提案する場合があります。
- ⑥ 青果は常温保存が可能なものとします。

## 5 応募事業者の条件

次の各号のいずれにも該当する事業者であること

- ① 商品を生産、製造・加工・販売している個人、法人、その他団体であること。
- ② 暴力団や団員、それらと関連がないこと。

## 6 ここ滋賀マーケットにおける取引条件等

- ① 農林水産物、加工食品、酒類等の食品は、買取を基本とします。
- ② 工芸品等の非食品は、委託販売を基本とします。
- ③ 販売期間が終了もしくは賞味期限が近づいた委託販売の商品については、原則、出品事業者に戻品するものとします。
- ④ 値下げ販売や廃棄処分については、事前に出品事業者と運営事業者とで個別に協議し決定します。

- ⑤ 取扱商品の販売期間や再発注については、販売状況や商品構成等を踏まえ運営事業者が決定することとします。
- ⑥ 納品にかかる輸送費用は出品事業者負担、返品にかかる輸送費用は運営事業者負担とします。
- ⑦ 今回の公募では、令和元年9月から11月末頃までに取扱が可能な商品が対象となります。

## 7 商品の入れ替え

- (1) 季節感や消費者動向等を踏まえた商品展開を図るため、必要に応じて商品の入れ替えを実施します。
- (2) 陳列期間内の販売状況等を踏まえ、入れ替え対象商品を検討します。また、品質や製造面において安全性に欠けると判断される商品は入れ替えの対象とします。
- (3) 入れ替えにあたっては、対象商品等について県と協議したうえで運営事業者が決定します。

## 8 応募方法

### (1) 応募方法

ここ滋賀での取扱商品の申込みを希望される方は、原則としてインターネットを利用いただき、下記リンクにおいて、所定のフォームにより企業情報・商品情報の登録をお願いします。(電子メールによるお申し込みはお受けしておりません。)

食品事業者の方は、試食サンプルを6月23日(日)までにお送りください(必着)。試食サンプルは返却いたしません。

インターネットによる申込の入力手順については、8ページをご参照ください。

ここ滋賀募集案内 URL <https://cocoshiga.jp/contact/#productSale>

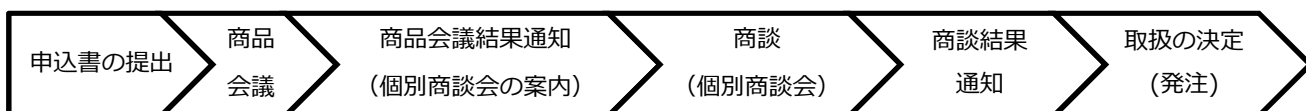
### (2) 応募期間

令和元年6月5日(水)～令和元年6月23日(日) 17時まで

サンプル送付期限：令和元年6月23日(日)まで(必着 ※)

※ 原則として食品事業者はサンプルの送付を必須とさせていただきます。食品事業者以外の方に、別途、運営事業者から商品サンプルの送付をお願いする場合がありますが、この場合の送付期限は、依頼するとき等に調整させていただきます。

## 9 応募から取扱決定までの流れ



### (1) 商品会議

- ① 提出いただいた事業者情報・取扱商品応募情報をもとに、県、運営事業者、有識者等で構成する商品会議を実施します。
- ② 商品会議の結果は通知します。また、個別商談会を行う場合には、運営事業者から応募事業者にその旨を通知します。

### (2) 商談

- ① 仕入れにかかる発注、納品等の条件の詳細について運営事業者が商談を行います。
- ② 新規お取り扱いとなる事業者を対象に、原則として、次のとおり個別商談会を実施します。  
実施時期：令和元年 8 月 1 日（木）  
実施場所：滋賀県内を予定 ※東京での商談応相談
- ③ これまでお取扱いのある事業者は、原則として電話等により商談を実施することとしますが、個別商談会をご案内する場合があります。

### (3) 商談結果通知

- ① 商談結果を運営事業者から応募事業者に通知します。
- ② お取り扱いしないこととなった場合には理由を付します。応募事業者からのお問い合わせ等には運営事業者が対応します。

### (4) 取扱の決定（発注）

お取り扱いさせていただくことが決定した商品については発注書にてご確認ください。（ご応募いただいた商品のうち、一部のみの取扱となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。）

<スケジュール> ※日程については、変更になる場合があります。

1	6月5日(水)~6月23日(日)	商品募集期間
2	6月23日(日)まで	サンプル送付期限
3	7月初旬~中旬	商品会議
4	7月中旬	商品会議結果通知 個別商談会案内（対象事業者のみ）
5	8月1日(木)	個別商談会（新規事業者・既存事業者）
	8月中旬	電話商談（既存事業者のみ）
6	9月初旬	個別商談結果通知

### (5) その他

- ① 季節商品や新商品などトレンド商品やアイキャッチ商品をタイミング良く展開するため、例外的な対応として、募集によらず、運営事業者が直接仕入れる場合があります。



- ② ご応募いただいた結果、「ここ滋賀」マーケットで取り扱うこととならなかった商品についても、別途、滋賀県が発出する通知に基づき、「ここ滋賀ショッピングサイト」（通信販売）により取り扱うことが可能です。

<http://shiganomeihin.jp/?tid=6&mode=f2>

- ③ ご応募いただいた商品について、別途、滋賀県が実施する首都圏での販路開拓等（ここでも滋賀売込推進事業）の対象商品として取り扱う場合があります。

- ④ この他、応募事業者による対面販売等での企画催事の利用も可能です。

ここ滋賀募集案内 URL <https://cocoshiga.jp/contact/#productSale>

- ⑤ 新規事業者は個別商談会へのご参加は必須とさせていただきます。ご参加いただけない場合、お取り扱いができかねることがございますのでご了承ください。

## 10 お問い合わせ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋2丁目7-1

ここ滋賀 取扱商品担当

Email : [goods@cocoshiga.jp](mailto:goods@cocoshiga.jp)

TEL : 050-5306-6646

（電話受付時間：平日 10:00-17:00 土日祝日・年末年始は除く）

※お問い合わせ内容や状況によっては、返答にお時間がかかる場合がございますので、ご了承ください。

## 11 その他

当要項のダウンロードや問い合わせ等については、ここ滋賀ホームページに掲載しております。

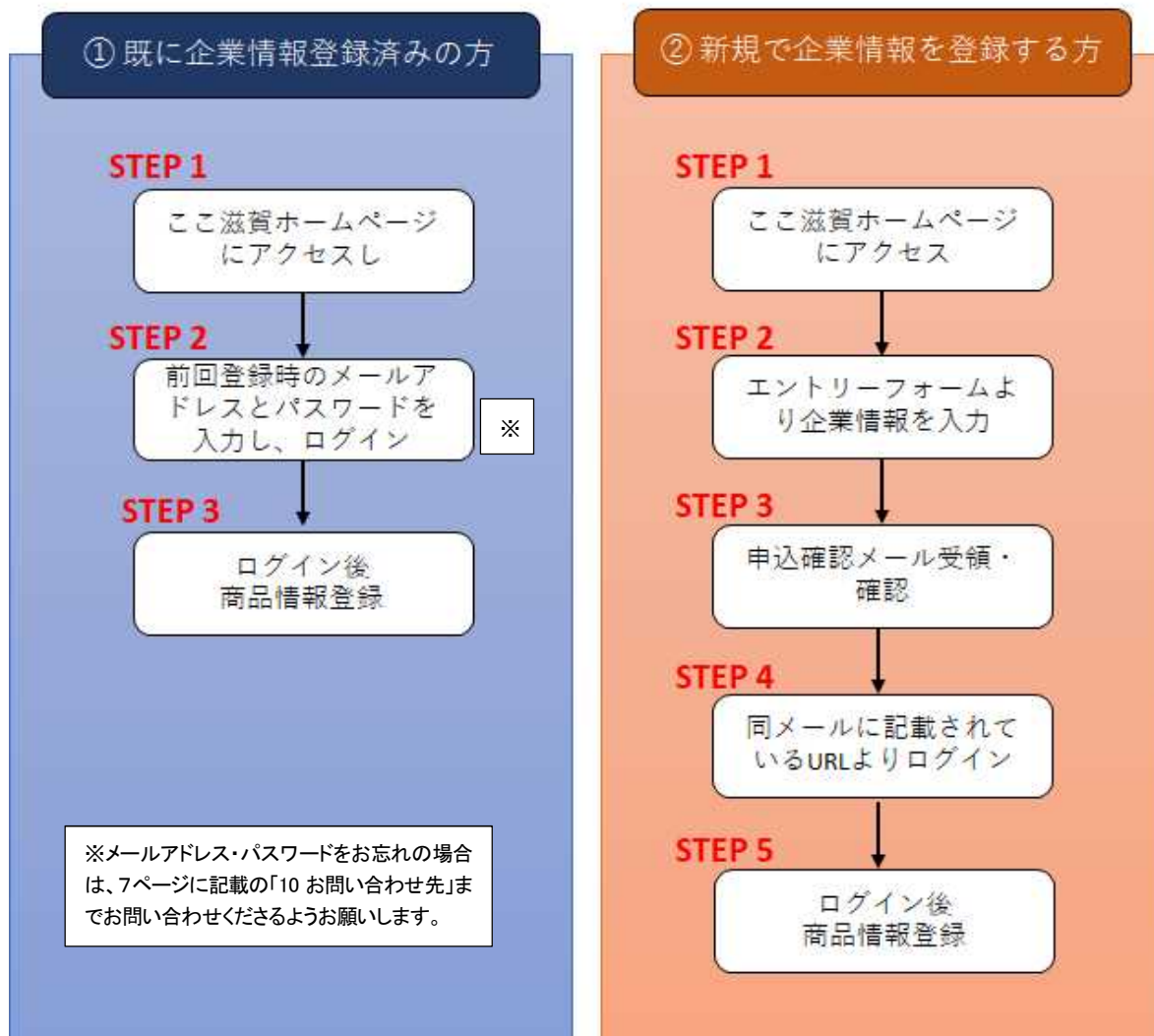
ここ滋賀ホームページ URL : <http://cocoshiga.jp>

QRコード



## インターネット入力手順

- ① 平成30年1月以降の商品募集の際、企業登録をインターネットから申し込み済みの方
- ② ①以外の方



### ■新規で企業情報を登録する方

STEP 1：ここ滋賀ホームページにアクセスし、募集案内より商品販売希望の方をクリック

STEP 2：「エントリーフォーム」と記載のあるリンクから、企業情報登録用のフォームに遷移します。  
必要事項すべてご記入いただき“送信”をクリックし、入力内容の確認画面に遷移するので、間違いがないことを確認して再度“送信”をクリック。

STEP 3,4：企業情報登録時に入力したメールアドレス宛に、申込確認のメールが事務局より届くのでメールに記載のあるログイン用のURLをクリックし、商品登録用のページにログイン。

STEP 5：企業情報登録と同様に、商品情報も必要事項をフォームに入力し登録を実施

！注意！ ログイン後、60分以上経過すると自動でログアウトされますので、ご注意ください。

（特に文章で記述する部分は、事前に他のワープロソフト等で文章を作成してから、エントリーフォームに貼り付けることをお勧めします。）